

## 【様式 ②】

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会  
NST専門療法士認定制度 認定教育施設  
臨床実地修練カリキュラム計画書

認定教育施設名	〇〇病院
認定施設番号	10413999
臨床実地修練期間（西暦） （様式①の期間と一致）	自 2022 年 8 月 日 ～ 至 2022 年 11 月 日（予定）

カリキュラム内容		臨床実地修練における厚生労働省が 指定する研修別実施時間	
項目	時間	厚生労働省 指定研修別	指定研修別 実施合計時間※4
病棟回診	8. 5 時間	イ：栄養障害例の抽出・早期対応（スクリーニング法）	5 時間
カンファレンス	2. 5 時間	ロ：栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導	1 時間
講義※1	1. 5 時間	ハ：経静脈栄養剤の側管投与法・薬剤配合変化の指摘	2 時間
栄養評価等実技	1. 0 時間	ニ：経静脈輸液適正調剤法の取得	1. 5 時間
その他（上記以外）※2	4 時間	ホ：経静脈栄養のプランニングとモニタリング	4 時間
「その他」のカリキュラムの内容※2 ・情報交換会 ・症例報告発表 ・		ヘ：経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導	0. 5 時間
		ト：経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング	3. 5 時間
臨床実地修練 合計時間	40 時間※3	チ：簡易懸濁法の実施と有用性の理解	1. 2. 5 時間
		リ：栄養療法に関する合併症の予防・発症時の対応	6 時間
		ヌ：栄養療法に関する問題点・リスクの抽出	7 時間
		ル：栄養管理についての患者・家族への説明・指導	3. 2. 5 時間
		ワ：在宅栄養・院外施設での栄養管理法の指導	4. 7. 5 時間
		ヰ：その他 ※5	0. 5 時間
		<b>臨床実地修練における厚生労働省が 指定する研修別実施合計時間</b>	<b>40. 2. 5 時間 ※6</b>

※1 「講義」時間について、「実地修練＝実習」なので、講義時間は実地修練時間の40%程度である16時間以内におさめること。

※2 「その他」に時間設定をする場合、『その他のカリキュラムの内容』欄に、「その他」の内容を記入すること。

「その他」は本来のカリキュラム内容である上段4項目に当てはまらない場合、例えば「NST委員会参加」などで、数時間程度にすること。また、複数項目にわたる場合は、最も近い項目に振り分ける。例えば「回診・カンファレンス前後のカルテ閲覧」は「病棟回診」や「カンファレンス」に振り分けて各々の項目時間に追加すること。

※3 臨床実地修練合計時間は、合計が40時間以上の研修時間であること。

※4 臨床実地修練期間に実施した厚生労働省指定研修別に、各時間の合計（0時間以上）を記入すること（イ～ワが必須）。

カリキュラム内で複数の項目を行う内容であった場合には複数に入力。（例）講義3時間でイロハを行う場合、イロハに各1時間で計上。

※5 「ワ：その他」はイ～ワで当てはまらないものを1～2時間程度におさめること、なるべくイ～ワで近いものに振り分けること。

※6 「厚生労働省における指定研修別実施時間」は、40時間以上と定められている。